

市町村名	項目	事業名等	対象者・内容等
霧島市	住宅	中山間地域活性化のための移住定住促進事業	<p>★ 霧島市では、中山間地域の活性化を図ることを目的に、市外からの転入及び市街地からの転居による移住定住を促進するため、補助金を支給する制度を設けています。</p> <p>この制度は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までに市の中山間地域(国分・隼人の市街地を除く区域)に住宅を新築、購入又は増改築した市外からの転入者及び国分・隼人の市街地からの転居者に対し、最高100万円の補助金を交付する制度です。また、当初補助金交付申請時に中学生以下の子供がいれば、1人当たり20万円が加算されます。</p> <p>(対象者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入定住者＝平成25年4月1日以後初めて本市に転入し、本市の中山間地域に住宅を取得(新築若しくは購入)又は増改築した方 ・再転入者＝本市から転出して5年以上経過した後、再び平成25年4月1日以後に本市に転入し、本市の中山間地域に住宅を取得又は増改築した方 ・転居定住者＝本市の市街地に3年以上居住し続けている方で、平成25年4月1日以後に本市の中山間地域に転居し、住宅を取得又は増改築した方 ・特例の対象者＝特例措置として、平成25年4月1日より前に転入していた方であっても、転入日から1年以内かつ平成25年4月1日以後に本市の中山間地域に住宅を取得した方(増改築は対象外です。) <p>(要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・5年以上居住すること。 ・補助金申請日において、60歳未満であること。 ・居住地の自治会に加入し、自治会活動や地区自治公民館活動に参加すること。 ・配偶者がいる場合は、配偶者も移住定住すること。 ・市区町村民税に滞納がないこと。 ・住宅を取得又は増改築した日から1年以内に補助金申請を行うこと。 <p>(補助金の種類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅取得補助金(新築又は中古住宅購入) 上限額 新築:100万円、中古住宅購入 50万円 ・住宅増改築補助金 上限額 50万円 ・扶養補助金(補助金申請日に中学生以下の者を扶養している場合) 1人当たり20万円の加算
霧島市	住宅	移住定住促進空き家活用補助事業	<p>★ 霧島市では、中山間地域の活性化を図ることを目的に、市外からの転入による移住定住の促進及び空き家の有効活用を促進するため、補助金を交付する支給制度を設けている。</p> <p>この制度は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに、市の中山間地域(国分・隼人の市街地を除く区域)に市外から転入し、空き家等賃貸住宅に入居された移住者の月額家賃を最大3万円、及び中山間地域にある空き家の所有者で、賃貸に供するための改修等を行った空き家所有者へ最大30万円の補助金を交付する制度です。</p> <p>●家賃補助</p> <p>(対象者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転入定住者＝平成27年4月1日以後初めて本市に転入し、本市の中山間地域の空き家等賃貸住宅等(一戸建て住宅、アパート、マンション等)に入居された方。 ・再転入者＝本市から転出して5年以上経過した後、再び平成27年4月1日以後に本市に転入し、本市の中山間地域方の空き家等賃貸住宅等(一戸建て住宅、アパート、マンション等)に入居された方。 <p>(要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3年以上居住すること。 ・補助金申請日において、40歳未満であること。 ・居住地の自治会に加入し、自治会活動や地区自治公民館活動に参加すること。 ・生活保護受給者でない者。 ・市区町村税に滞納がないこと。 <p>●空き家改修等補助</p> <p>(対象者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市の中山間地域にある一戸建て住宅で、現に居住している者がいない空き家の所有者で、賃貸に供するための住宅改修等(リフォーム、家財処分など)を行った方 <p>(要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請日において、改修等を行った空き家については1年以上の賃貸借契約を締結していること。 ・市区町村税に滞納がないこと。
霧島市	住宅	定住促進用分譲地販売事業	<p>★ 定住促進を図り地域の活性化を推進するために、住宅用地を販売・貸付します。</p> <p>(国分地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①塚脇団地(残24区画) 面積:120坪程度 坪単価:22,000円程度 <p>(隼人地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①浜之市団地(残1区画) 面積:73坪 坪単価:80,000円 ②姫城団地(残1区画) 面積:75坪程度 坪単価:86,000円程度 <p>(溝辺地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①麓団地(残21区画) 面積:80坪～110坪程度 坪単価:67,000円～83,000円程度 <p>(横川地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①丸山前団地(残14区画) 面積:100坪程度 坪単価:37,000円程度 ②赤水団地(残5区画) 面積:120坪程度 坪単価:27,000円程度 ③第二赤水団地(残9区画) 面積:120坪程度 坪単価:28,000円程度 <p>(牧園地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①牧園中央団地(残3区画) 面積:100坪程度 坪単価:75,000円程度 ②三体団地(残2区画) 面積:110坪程度 坪単価:17,000円程度 ③万膳団地(残2区画) 面積:110坪程度 坪単価:17,500円程度 ④中津川団地(残1区画) 面積:91坪 坪単価:22,000円 ⑤持松団地(残1区画) 面積:123坪 1坪当り月50円で貸付し、20年間の貸付後、無償で払い下げる。 <p>(霧島地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①戸崎団地(残1区画) 面積:100坪 坪単価:37,710円 <p>(福山地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①牧之原高原団地(残11区画) 面積:63坪～81坪 坪単価:30,000円～45,000円